

伊勢原市 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る『確認依頼申請手続きの流れ』について

【軽度者への福祉用具の貸与をおこなう場合は、必ずこのシートで確認してください】

(伊勢原市役所介護高齢福祉課・伊勢原市地域包括支援センター・いせはら介護支援専門員協会・伊勢原市福祉用具系連絡会)

軽度者（要支援1・要支援2・要介護1のいずれかの要介護度）である
（「自動排泄処理装置」のみ要支援1・2及び要介護1・2・3が対象となります）

はい

基本認定調査において
「第95号告示25号のイ」の
要件に該当する
※裏面
〈軽度者に対する対象外種目
の貸与判断基準〉参照

はい

【算定の可否の判断基準（ア）に該当】

サービス担当者会議を開催し必要性の検証をおこないケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記載することでサービスを開始できます

※必要に応じて随時、主治医の意見確認もおこなってください。

いいえ

対象外種目が
・車いす及び車いす付属品
・移動用リフト（つり具の部分を除く）
である

はい

主治医からの情報＋福祉用具専門相談員参加による
サービス担当者会議 により
介護支援専門員が判断

※サービス担当者会議の内容を記録し残しておくこと

はい

【算定の可否の判断基準（イ）に該当】

サービス担当者会議を開催し必要性の検証をおこないケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記載することでサービスを開始できます

※必要に応じて随時、主治医の意見確認もおこなってください。

いいえ

伊勢原市介護高齢福祉課へ

『軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（確認依頼申請書）』

の提出が必要となります

- 添付書類：①サービス担当者会議の要点（第4表）または介護予防サービス・支援計画表
②「主治医意見書・診断書」で医師の所見を確認した場合の写し

※市が確認したのものには確認の日付印が押されます（市確認日以降が、有効となります）

※新たに認定結果が出て、例外給付が必要な場合には再度提出が必要となります

確認後

【算定の可否の判断基準（ウ）に該当】

サービス担当者会議を開催し必要性の検証をおこないケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記載することでサービスを開始できます

※必要に応じて随時、主治医の意見確認もおこなってください。